



Press Release

平成 24 年 5 月 31 日

【照会先】

雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課
課長 吉本 明子(内線 7831)
均等業務指導室長 田平 浩二(内線 7841)
(代表電話) 03(5253)1111(内線 7838)

報道関係者 各位

女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦の開始について ～平成 24 年 6 月の男女雇用機会均等月間から活動開始！～

政府全体として、女性の活躍により経済を活性化するための取組みを、関係閣僚会議で議論しているところですが、厚生労働省では、第 27 回男女雇用機会均等月間にあわせて、6 月から先行的に以下の取組みを実施します。

○ 女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦の実施

企業のポジティブ・アクションの取組みを促進するために、女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦を実施します。

具体的には、女性の活躍促進・企業活性化推進営業チームを設置し、①ポジティブ・アクションの取組み促進のための企業訪問、②ポジティブ・アクションの取組み促進の働きかけ、③企業の情報開示促進の働きかけ（※）を実施します。

※ 厚生労働省のポジティブ・アクション情報サイトを利用した女性管理職比率などの情報開示やポジティブ・アクションに積極的に取り組む宣言をすることの勸奨。CSR 報告書等での情報開示の勸奨。

○ 女性の活躍促進・企業活性化推進営業チームに関する資料

- 1、女性の活躍促進・企業活性化推進営業チーム
～平成 24 年 6 月の男女雇用機会均等月間から活動開始！～
- 2、女性の活躍促進・企業活性化推進営業チーム設置要綱

女性の活躍促進・企業活性化推進営業チーム ～平成24年6月の男女雇用機会均等月間から活動開始！～



【チームの任務】

女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦として、以下の取組みを実施する。

○ポジティブ・アクションの取組み促進のための企業訪問。

○ポジティブ・アクションの取組み促進の働きかけ。

○企業の情報開示促進の働きかけ。

＜目標（平成27年度まで）＞

○営業企業数

○ポジティブ・アクション取組企業数

○女性管理職比率などの情報開示等を行う企業数

2万1000社

1万2600社

2750社

【体制（総勢104名）】

チーム長：雇用均等・児童家庭局長

副チーム長：大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）

事務局長：雇用均等政策課長

事務局長代理：雇用均等政策課均等業務指導室長

その他：雇用均等・児童家庭局内の課長等 6名

都道府県労働局：労働局長、雇用均等室長

本省
営業チーム

都道府県労働局
(労働局長、雇用均等室長)

女性の活躍促進・企業活性化推進営業チーム設置要綱

1. 目的

女性の活躍を促進し企業の活性化をするために、企業による自主的かつ積極的な取り組みであるポジティブ・アクションに取り組む企業を拡大させる必要がある。このため、企業に対してポジティブ・アクションの実施を積極的に働きかけるため、厚生労働省に、女性の活躍促進・企業活性化推進営業チーム（以下「営業チーム」という。）を設置する。

2. 営業チームの構成

- (1) 雇用均等・児童家庭局内に、雇用均等・児童家庭局長をチーム長とする営業チームを設置する。
- (2) 営業チームに、チーム長、副チーム長を置く。
- (3) チーム長は雇用均等・児童家庭局長、副チーム長は大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）とする。
- (4) (3)に掲げる者のほか、営業チームのメンバーは、別紙の職にある者とする。
- (5) 都道府県労働局においては、労働局長及び雇用均等室長が、本省雇用均等・児童家庭局の営業チームと一体となって、企業のポジティブ・アクションの取組み促進を働きかける。

3. 営業チームの業務

- (1) ポジティブ・アクションの取組み促進のための企業訪問。
- (2) ポジティブ・アクションの取組み促進の働きかけ。
- (3) 企業の情報開示促進の働きかけ。

4. 事務局

- (1) 営業チームに事務局を置く。
- (2) 事務局に、事務局長及び事務局長代理を置く。
- (3) 事務局長は、雇用均等政策課長、事務局長代理は雇用均等政策課均等業務指導室長とする。
- (4) (3)に掲げる者のほか、事務局員は事務局長の指名する者とする。
- (5) 事務局の庶務は、雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課において処理する。

5. 設置日

本営業チームは、平成24年6月1日に設置する。

6. その他

前各号に定めるもののほか、営業チームの運営に関する事項その他必要な事項は、事務局長が定める。

別紙

チーム長：雇用均等・児童家庭局長

副チーム長：大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）

メンバー：

雇用均等・児童家庭局総務課長

雇用均等・児童家庭局総務課調査官

雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課長 ※事務局長

雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課均等業務指導室長 ※事務局長代理

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課育児・介護休業推進室長

雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課長

雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課均衡待遇推進室長